

17 電子データ保存について

電子データ保存について、ここで詳しくご説明することは紙面の制約があり控えますが、電子データ保存の基本要件には以下があります。

- 保存されたデータが検索・表示できるようにすること
- データが本物であることを保証すること、データの改ざんができないようにすること

があります。

詳しくは商工会やご担当の税理士さんなど、専門家のご指導をうけてください。

18 電帳法対応のメリット / 対応しない場合のデメリットは?

電帳法は、はじめにご説明した設立の目的からいって、従えば業務効率化、コスト低減などのメリットがあります。さらにこれに加えて、法律面での優遇措置があることも、対応することのメリットです。それは、不正防止機能が付いた会計ソフト(「優良な電子帳簿」)を利用して記帳し電子データで保存している場合、

- 青色申告特別控除額が65万円になる(通常は55万円なので10万円控除額が増える)
- 過少申告加算税(申告漏れが発生した際のペナルティ)が軽減されるというメリットがあります。
- 逆に、違反した場合には、青色申告の取り消し(=節税メリットを失う)隠蔽や改ざんがあるとみなされた場合には重加算税が課されるおそれがある
- 会社法違反で100万円以下の過料が科されるおそれがある

というデメリットがありますので、慎重に対応することが必要です。

13 「電子データで取引を行っている」とは

前項「11」の「電子データで取引を行っている」とは、事業活動に伴う取引で発行する、

- ・契約書 ・見積書 ・注文書 ・納品書 ・請求書 ・領収書

などを、電子メールなどの電子データで送付、受領していることを示します。

14 電帳法の対象になるのは「電子取引」のみ

上記「12」、「13」については、税法で従来すべて「紙」で保存することとされてきました。ですから、皆さんは、PC等で作成したものを紙に印刷し保存する方法を取られていたはずですが、

最近では、請求書や領収書をデータで送ることも増えてきましたが、それを紙に印刷したり、別途原本を郵送してもらったりしていました。

税法とは別に、会計経理等に関する帳簿の発行・保存に係る電子データの法律である、**電帳法が平成10年に施行されました**。世の中のデジタル化の進行に伴い改正が加えられ、令和2年の改正(本年10月から施行)で、「11」で述べたように、業務効率化、負担軽減等を目的に、電子データでも保存してよい、と定められ、電子データでの保存方法が具体的に定められたものです。

電子データでの保存対象は「一定の条件を満たした国税関係書類」と「電子データで受け渡した取引情報」です。

15 猶予期間が設けられています

次項以降で具体的にご説明するように、電帳法に伴いやるべき事はかなりあり、準備が必要です。このため、令和5年度の税制改正により、次に記す要件を満たしている場合(*:下の囲み内参照)には、電子取引を行った際の取引情報について、従来の紙での保存も認められる猶予期間が設けられ、しかもこの猶予期間には現時点では期限が設けられていません。

(*) 令和6年1月から期間を定めない猶予として、次の2条件を満たしている場合に紙保存が認められます。

- ・保存要件に従って保存することができない相当の理由があると認められること
- ・税務調査等の際に、電子取引データを求めに応じてダウンロード、プリントアウトできるように適切に取引情報の電子データを、税務調査の際等にダウンロードできるようにしておくこと

したがって、従来どおり、電子データでやりとりした請求書や領収書などを紙で保存することを続けるのは、とりあえず可能です。ただしこれは、電子保存に対応しなくてもいいというわけではありません。いつ猶予期間が終わってもいいように準備を進める必要がありますので、気を付けましょう。

一部の古い記事や、テレビのCMなどでは、あたかも、請求書・領収書等を紙でやり取りすることと、紙で保存することが、すべて禁止されたかのような、誤解を生むまぎらわしい表現が見受けられますが、そうではありませんので注意が必要です。

16 何をすればいいの?

- ・ 国税関係帳簿
- ・ 国税関係書類
- ・ 電子取引

について電子保存をすることが必要です。

それぞれの帳簿・書類・取引は、電帳法上の区分と、電帳法に基づく保存方法が定められており、皆さまはこれに従った区分、保存をすることになります。

それぞれの関係は、少しややこしいですが、下の表のようになります。

保存対象	書類の例	電帳法上の区分	保存方法	
国税関係帳簿	仕訳帳 総勘定元帳 現金出納帳 売掛帳 等	電子帳簿等保存	電子データで保存	
国税関係書類	決算関係書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 等	電子帳簿等保存	
	取引関係書類	自分で発行した書類 電子データで作成した書類	契約書 見積書控 請求書控 領収書控 等	電子帳簿等保存
		紙で作成した書類	契約書 見積書控 請求書控 領収書控 等	スキャナ保存
	相手から送られた書類	紙で作成した書類	契約書 見積書 請求書 領収書 等	スキャナ保存
電子取引	契約書 見積書 請求書 領収書 等	電子取引	電子データで保存	

インフォメーション 全改協からのお知らせ

全改協の加盟店2店が 食流機構「優良経営食料品小売店等表彰」の審査対象になっています

(公財)食品等流通合理化促進機構(食流機構(*))が実施する「優良経営食料品小売店等表彰」に、本年度全改協より、

- 大阪府 NPO法人JSBデリーサポート (代表者 北村眞隆氏)
- 千葉県 株式会社STS (代表者 三溝誠氏)

の2加盟店が審査対象になっています。

この表彰事業は、「独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店等を発掘し表彰することにより、食料品小売事業者等の意欲の向上と食料品小売業界の発展に寄与すること」を目的とした、1977年(昭和52年)から続く歴史を持つものです。

全改協が食流機構に加盟店を推薦し、書類審査、食流機構の調査票審査、必要に応じ現地訪問調査を経て審査されます。審査は、店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などについて、業績、独創性、普遍性などを重視した経営ノウハウがあるかが審査されます。

審査結果は2月に決まります。

結果が公表されましたら、全改協だよりにてお知らせします。

(*食品等流通合理化促進機構(食流機構):農林水産物・花きやそれらを原材料とする飲食料品の流通部門の構造改善を促進することを目的として平成3年に設立された指定法人。全改協会長も理事として参加している。)



インフォメーション 全改協からのお知らせ



牛乳販売店の日常業務はSDGsの目標に取り組んでいるのです

「牛乳販売店の日常業務とSDGs」
「自店のSDGsチェックリスト」を活用しましょう

地球温暖化などの気候変動への対策、資源の枯渇防止、貧困・飢餓撲滅、人類すべての公平など、わたしたちが直面し、将来に向けて地球規模で解決し、ゴールに至るべき課題について、国連が「持続可能な開発目標」として掲げた17の目標がSDGsです。

このように書くと、何か壮大で身近ではない問題のように感じるかもしれませんが、じつは、「SDGs」という概念、言葉がこの世に出てくる前から、皆さま牛乳販売店の事業、業務、活動は、多くの面でSDGsに該当するのです。

昨年夏以降、各都道府県流改協や、所属するマーク協会を通じて「牛乳販売店の日常業務とSDGs(A3判1枚)」「自店のSDGsチェックリスト(A4判3枚)」をお配りいたしました。前者は、左端に、上の行から記された業務内容を右にたどっていくと、「○」の付いた開発目標に取り組んでいる、ということがわかるようになっている表です。たとえば、一番上の行「社員や家族を守るために安定した賃金水準を確保している」という項目は、右に順に「1 貧困をなくそう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に○がついています。つまり、安定した賃金水準を確保している加盟店さまは、それだけでSDGsの17の目標のうち4つに対してすでに取り組み済み、ということがわかるのです。

さらに、もう一種類の表は、「取り組み内容」にすでにいくつかの例が記入されていますが、各販売店さまごとに、「すでに行っている内容」「これからやりたい、やるべき内容」を考えて記入して、17ゴールの達成をチェックするためのリストとして活用してください。

皆さまの行動が、地球の明日を守ります。

牛乳販売店の日常業務とSDGs

業務内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
社員や家族を守るために安定した賃金水準を確保している	○																		
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる		○																	
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる			○																
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる				○															
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる					○														
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる						○													
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる							○												
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる								○											
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる									○										
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる										○									
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる											○								
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる												○							
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる													○						
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる														○					
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる															○				
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる																○			
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる																	○		
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる																		○	
就業時間の短縮や労働環境の改善に取り組んでいる																			○

改正道交法による安全運転管理者制度の義務付け(運転時のアルコール検査)が実施されます

運転時のアルコール検査につきましては、一時期、半導体不足によるアルコール検知器の入手困難を理由に、内閣府令により実施が延期されていましたが、**本年12月1日から施行されることになりました**(8月15日附の内閣府令による)。

これにより、乗車定員が11人以上の自動車を1台以上、その他の自動車を5台以上保有する事業所は、すべての運転者に対し、本年12月1日から、次の①と②が義務付けられます。

- ①アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと。また、アルコール検知器を常時有効に保持すること
- ②その内容を記録し、一年間保管すること

配達に使用する車両(社有車、持ち込み車両を問わず)の数が上記の条件を満たしている加盟店さまは、対応が必要ですのでご準備ください。

加盟店の皆さまへ

地域安全パトロールのステッカーは色あせていませんか



平成27年度以降にお配りした「地域安全パトロールステッカー(シール、白無地マグネットシート)」は日光や水による色あせがしにくい印刷をしておりますが、色あせをしていたり、破損などをしていたりした場合は、流改協を通じて全改協まで新品の追加をお申し込みください。

〔流改協様へ 加盟店からご依頼があった場合や、新たに必要になった場合追加注文を実費で承っております。全改協までお問い合わせください。〕

シールとマグネット1枚ずつを1セットとして10枚1口で1口税込2,475円、送料無料です。〕

自店のSDGsチェックリスト

ゴール	取り組み内容	チェック
1 貧困をなくそう	賃金水準の向上や労働環境の改善に取り組んでいる	○
2 飢餓をゼロに	食料の供給や栄養の確保に取り組んでいる	○
3 すべての人に健康と福祉を	安全な労働環境の確保や労働者の健康状態の把握に取り組んでいる	○
4 質の高い教育をみんなに	スタッフに対する研修やスキルアップの機会を提供している	○
5 ジェンダー平等を推進しよう	男女平等の推進や女性の活躍の場を拡大している	○
6 安全な水とトイレを世界中に	衛生管理や水の確保に取り組んでいる	○
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギー効率の向上や省エネに取り組んでいる	○
8 働きがいも経済成長も	働きがいのある職場づくりや業績向上に取り組んでいる	○
9 産業と雇用創出を促進しよう	新規事業の創出や雇用の創出に取り組んでいる	○
10 人や国の不平等をなくそう	社会貢献活動や社会福祉の支援に取り組んでいる	○
11 住み続けられるまちづくりを	地域コミュニティの活性化や防災対策に取り組んでいる	○
12 つくばる責任をこころから	資源の節約や環境負荷の低減に取り組んでいる	○
13 気候変動に具体的な対策を	環境負荷の低減や省エネに取り組んでいる	○
14 海の豊かさを守ろう	海洋資源の保護や水質の改善に取り組んでいる	○
15 陸の豊かさを守ろう	自然環境の保護や緑地の保全に取り組んでいる	○
16 平和と公正をすすめる	安全対策や紛争の予防に取り組んでいる	○
17 パートナリシップで目標を達成しよう	地域社会との連携や協働に取り組んでいる	○



骨と腸をサポート

宅配用

加齢に伴い低下する
骨密度
を維持

大腸の
腸内環境
を改善

食事に含まれる
ミネラル
(カルシウム・鉄・マグネシウム)
の吸収を促進

1/2日分の
カルシウム

鉄分

ビタミンD



100g

森永乳業



機能性表示食品 機能性関与成分:ビフィズス菌BB536, マルトピオン酸

●届出番号: H1141 ●届出表示: 本品にはビフィズス菌BB536とマルトピオン酸が含まれます。ビフィズス菌BB536は大腸の腸内環境を改善し、腸の調子を整える機能、マルトピオン酸は食事に含まれるミネラル(カルシウム・鉄・マグネシウム)の吸収を促進する機能が報告されています。●食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。●本品は、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。